

平成30年7月豪雨により被災された方へのお知らせ

運転免許証の有効期間が平成30年11月30日まで延長されます。

氏名	日本花子	昭和50年 3月 14日生
住所	熊本県〇〇市△△町□□	
交付	平成25年 5月28日 12345	
免許の 条件等	平成30年06月28日まで有効	
優良	運転免許証	
番号	第 123456789000 号	
二種	平成05年07月01日	種類
他	平成07年08月10日	大型
二種	平成14年09月20日	小型
		原付
		中型
		普通
		大特
		大倉
		引
		〇〇〇〇〇
		公安委員会

有効期間の末日(左の場合、平成30年6月28日)が、

平成30年6月28日(発災日)から11月29日までの方

については、11月30日まで引き続き運転することができます。

(11月30日までに更新手続きをしてください。)

対象となる方

京都府内では、以下の市町村に住所のある方が対象となります。

(福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、船井郡京丹波町、与謝郡伊根町・与謝野町)

※ 対象となる市町村は、今回の豪雨に際し災害救助法が適用された区域であり、上記の市町村は平成30年7月17日時点のものです。

※ 平成30年11月30日直前は、更新手続きのため、窓口が混雑することが予想されますのでご注意ください。

※ 運転免許証の更新以外の手続きについても、同様の措置がとられています。

※ 最新の情報、他県内で対象となる市町村、延長措置がとられるその他の手続きなど、詳しくは、最寄りの警察署又は運転免許試験場にお問い合わせください。